

建設工事請負契約書の印紙税について

平成 26 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に作成される契約書の税率

平成 26 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、下表の契約金額欄に掲げる金額の区分に応じ、軽減後の税率欄の金額になります。

契約金額	本則税率	軽減後の税率	軽減額
建設工事請負契約書			
100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円	200 円(50%軽減)
200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円	500 円(50%軽減)
300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円	1 千円(50%軽減)
500 万円超 1 千万円以下	1 万円	5 千円	5 千円(50%軽減)
1 千万円超 5 千万円以下	2 万円	1 万円	1 万円(50%軽減)
5 千万円超 1 億円以下	6 万円	3 万円	3 万円(50%軽減)
1 億円超 5 億円以下	10 万円	6 万円	4 万円(40%軽減)
5 億円超 10 億円以下	20 万円	16 万円	4 万円(20%軽減)
10 億円超 50 億円以下	40 万円	32 万円	8 万円(20%軽減)
50 億円超	60 万円	48 万円	12 万円(20%軽減)

*建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書(第 2 号文書)

軽減措置の対象となる請負に関する契約書は、建設工事に係るものに限られますが、ここでいう「建設工事」は、具体的には土木建築に関する工事で、次のものをいいます。

(建設工事の種類(建設業法第 2 条第 1 項、同法別表))

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

したがって、上記建設工事に該当しない工事や、建築物等の設計、建設機械の保守、船舶の構造、機械器具の製造又は修理などの請負契約書は、軽減措置の適用はありません。